



北海道日本ハムファイターズを応援しよう



「応援大使応援観戦バスツアーin釧路市民球場／in札幌ドーム」企画

町民一丸となり、北海道日本ハムファイターズと応援大使「中島卓也選手」「上沢直之選手」を応援するため、2種類の応援観戦バスツアー（町民限定・有料）を企画しました。

- ◆企画① 応援大使応援観戦バスツアー in釧路市民球場(日帰り／児童、生徒とその保護者限定ペアチケット)
試合日程 7月25日(火) 13:00～ 千葉ロッテマリーンズ戦
- ◆企画② 応援大使応援観戦バスツアー in札幌ドーム(1泊2日／ペアチケット)
試合日程 8月6日(日) 15:00～ オリックス・バファローズ戦

詳しくは、町ホームページ (<http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=5001>)、役場本庁舎および各支所、各連絡事務所に設置しているチラシ等をご確認ください。多くの皆さんの申し込みをお待ちしています。



応援大使タオルデザイン

「別海町応援大使タオル」販売

北海道日本ハムファイターズでは、応援大使に就任した、「中島卓也選手」と「上沢直之選手」の『写真入り応援大使タオル』を制作、販売しています。ファイターズは「日本一連覇」に向けて、ファンの皆さんと共に、勝利に向かいチーム一丸となって優勝を目指して戦います。勝利に向かって戦う別海町応援大使に、熱いご声援をお願いします。

【タオルサイズ】縦34cm×横80cm(綿100%)

【販売価格】1枚 1,000円(税込み)

■販売スケジュール

※土曜日、日曜日、祝日を除く

受付期間	商品引渡期間
7月3日(月)～20日(木)	9月11日(月)～15日(金)

■申込方法

- 申込書に必要事項を記入し、枚数に応じた料金を添えて、各窓口へ提出してください。
- 郵送申込みも可能です。その際は、申込書と料金を現金書留で、総合政策課まで郵送してください。

■申込み・商品受取りについて

場所 役場2階総合政策課窓口、各支所窓口
全3箇所
時間 午前8時45分から午後5時30分
※土曜日、日曜日、祝日を除く

■商品受取り方法

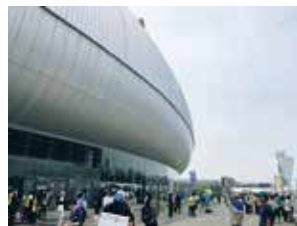
- 申込書提出時、申込書の半券(受領証)に職員が商品引渡期間を記入し、半券をお渡しします。
- 記入された期間内に、申込書を提出した窓口まで半券をお持ちになり、職員に提示してください。
- 郵送での受取りを希望される場合は、総合政策課から半券(受領証)と商品をそれぞれ郵送します。
※商品の郵送は、「着払い」となります。別途、料金が発生するのでご注意ください。

■申込書設置場所

役場1階応援大使展示コーナー、各支所、各連絡事務所 全5箇所
※町ホームページ (<http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=4839>) からダウンロードできます。

「第8回なまらうまいっしょ! グランプリ」開催

5月19日(金)から21日(日)の3日間、「WE LOVE HOKKAIDO シリーズ2017」にあわせ、(株)北海道日本ハムファイターズ主催「第8回なまらうまいっしょ! グランプリ」が開催されました。



(イベント風景)

北海道最大規模となる本イベントでは、「別海ジャンボホタテバーガー」が販売され、札幌ドームの来場者に大変好評でした。

21日(日)には、北海道日本ハムファイターズのスペシャルゲストとして招待されていた、別海町観光大使である女優で歌手の倍賞千恵子さん、作曲家の小六禮次郎さんご夫妻が、出店ブースの応援に駆けつけてくれました。

問合せ／企画振興担当 (内線2214)

協同転地演習 について



矢臼別演習場で、陸上自衛隊の中部方面隊による訓練が実施されます。

- **目的** 陸上、海上および航空の各種輸送手段を併用した長距離機動能力の向上を図るとともに、転地先における訓練を実施し、方面隊の即応性の向上を図る。
 - **演習期間** 6月27日(火)から7月31日(月)
 - **場所** 矢臼別演習場
 - **訓練部隊** 中部方面隊第10師団基幹
 - **人員** 約2,600人
 - **車両等** 約1,000両
 - **航空機** 3機
- 問合せ/まちづくり推進担当 (内線2211)

矢臼別演習場での 訓練日程等について

町ホームページでお知らせしていますが、閲覧できない場合は、電話で対応することができますので、お手数ですが下記までお問い合わせ願います。

問合せ/
別海駐屯地業務隊総務科
TEL 0153-77-2231 (内線311)
別海町役場総務部総合政策課
まちづくり推進担当
TEL 0153-75-2111
(内線2211・2212・2218)

北方四島在住 ロシア人ファミリー受入れ



6月16日から19日の4日間に北方四島在住ロシア人訪問団17名が本町を訪れ、町内の視察やホームビジット、意見交換会等で町民と交流し、互いの生活について理解を深めました。



受入家庭や交流に参加していただいた皆さん、ありがとうございました。

なお、ホームビジットの受入等に興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

問合せ/企画振興担当 (内線2214)

航空自衛隊北部航空音楽隊 コンサートツアー 2017in別海

日時

8月7日(日)

午後6時開場 午後6時30分開演

場所

別海町中央公民館



■ **入場料** 無料ですが、入場整理券が必要です。

■ **配布場所**

- ① 7月12日頃から配布開始 別海町役場総合政策課、各公民館、各支所、各連絡事務所、(株)大和屋商店
- ② 7月24日から配布開始 ぴっくあっぷ

■ **主催** 別海町自衛隊協力会

■ **後援** 別海町、別海町教育委員会

問合せ/まちづくり推進担当
(内線2211・2212・2218)

平成30年度 根室管内町職員 採用資格試験のお知らせ

1 試験区分および採用予定人数

各町の試験区分および採用予定人数は町のホームページを確認するか、下記までお問い合わせください。

2 受験資格

一般事務職

- ①初級試験 短大卒業程度および高校（専門学校を含む）卒業程度の学力を有し、平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方
- ②上級試験 大学卒業程度の学力を有し、平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方

3 試験方法

一般事務職（初級・上級）

教養試験、作文試験（初級）、論文試験（上級）、事務適性検査

4 試験期日、会場

平成29年9月17日(日)午前9時から中標津町役場

5 受付期間、申込先

平成29年7月3日(月)から平成29年8月10日(休)まで
※受付時間は午前9時から午後5時まで（土・日曜および祝日を除く）

※郵送の場合は、平成29年8月10日(休)までの消印のあるものに限ります

申込先 公募先の町役場

6 問合せ

各町役場総務課

別海町（総務課人事厚生担当）/TEL0153-75-2111

中標津町（総務課職員係） /TEL0153-73-3111

標津町（総務課職員担当係）/TEL0153-82-2131

羅臼町（総務課職員担当係）/TEL0153-87-2111

根室町村会 /TEL0153-22-2369

※平成30年度根室管内町職員採用資格試験公示日が平成29年6月30日のため、現在確認できる情報で広報に掲載しています。

ご迷惑をおかけしますが、詳細、ご不明な点は総務課人事厚生担当までお問い合わせください。

TEL 0153-75-2111（内線2114）

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

平成28年度の運用状況についてお知らせします。

個人情報保護制度の運用状況（平成29年3月31日現在）

1 自己情報の開示請求の状況

区分	開示の請求	処理の状況		
		開示	部分開示	その他
件数	8件	8件	0件	0件

2 開示請求の実施機関別内訳

区分	件数
町長	8件
その他	0件
合計	8件

3 不服申立ての状況

非開示の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

情報公開制度の運用状況（平成29年3月31日現在）

1 情報公開の状況

区分	公開の請求	処理の状況		
		全部公開	部分公開	その他
件数	11件	7件	4件	0件

2 情報公開の請求者別内訳

区分	人数
町内に住所を有する者	5人
町内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	2人
その他上記以外のもの	4人
合計	11人

3 情報公開の実施機関別内訳

区分	件数
町長	11件
その他	0件
合計	0件

4 不服申立ての状況

非公開の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

問合せ／総務行政担当（内線2111～2113）

建物の新築・解体 していませんか？

固定資産税は、毎年「1月1日」現在の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に対して課税される税金です。年の途中で住宅、店舗、倉庫などの建物を新築、増築した場合、または大雪でつぶれた建物などを解体した場合は、下記担当まで連絡をお願いします。

なお、居住や使用していない家屋も、解体しなければ固定資産税が課税されますのでご注意ください。

固定資産税が課税される建物の参考例

- ①柱が直に埋め込まれている倉庫、車庫、畜舎
- ②地杭（束石）の倉庫、車庫
- ③ガス・水道等の備わったコンテナハウス

※①～③までの建物で中古材を使用または手作りで建築された建物も固定資産税が課税されます。

固定資産税に係る家屋の現地調査について

地方税法に基づき、税務課職員が家屋の新築、増築または解体状況を確認するため、毎年町内を巡回して現地確認をしています。職員が伺った際には、ご協力をお願いします。 問合せ／課税担当（内線1114）

徴収対策の強化について

本町では、法令等にとっとり自主納付による納期内納税を原則としています。「督促、催告に応じない」「滞納をしたまま相談がない」「誓約を守らない」などの場合には、税負担の公平性を確保するため、随時、預貯金、給与、自動車などの調査や差押えを執行しますので承知願います。

本年度の債権の調査 差押件数

- 債権の調査 560件
- 債権の差押 24件
(平成29年5月末現在)

納付が困難な場合は必ずご相談ください

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）FAX 75-2773

夏の交通安全運動

7月11日(火)から7月20日(休)の10日間に、夏の交通安全運動が実施されます。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまち別海町を目指しましょう。

問合せ／防災・交通担当（内線2117）

重点項目

- 1 観光や夏型レジャーに伴う飲酒運転や居眠り運転等の交通事故防止
- 2 子どもと高齢者の交通事故防止
- 3 自転車や自動二輪車の交通事故防止
- 4 全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

飲酒運転を根絶しましょう 7月13日は「飲酒運転根絶の日」

気温も高くなり、観光や夏型レジャー等で外出やお酒を飲む機会が増える時期です。

車を運転する際は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。もしくは、ハンドルキーパーを決め、送迎を依頼することも大切です。

また、飲酒運転は運転者にも周囲の人にも厳しい罰則が設けられています。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転根絶を目指しましょう。

■飲酒運転の罰則例

状態	刑罰	違反点数
酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点
酒気帯び	0.25mg以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	0.15～0.25mg	3年以下の懲役または50万円以下の罰金



問合せ／防災・交通担当（内線2117）